

(証券コード 2919)
2020年6月2日

株 主 各 位

福岡市西区今宿青木1042番地1

株式会社 マ ル タ イ

代表取締役社長 見 藤 史 朗

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況も鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時

2. 場 所 福岡市西区泉一丁目5番1号

山水荘1階 「鳳凰」の間

（会場が昨年と異なっておりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい
ますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

報 告 事 項 第57期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類
の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 故取締役後藤松二氏に対し弔慰金贈呈及び退任
監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.marutai.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎第56期定時株主総会招集ご通知より、日付の表記を和暦から西暦へ変更しております。

~~~~~

### ＜株主様へのお願い＞

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.marutai.co.jp/>) 上の、発信情報をご確認くださいませよう、あわせてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で、体調不良とお見受けされた方には、スタッフからお声がけさせていただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会では、お土産品の配布・工場見学会は中止させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績に支えられ、設備投資の増加、雇用や所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移してきました。しかし、米中二国間の貿易摩擦、中国経済の減速などに加え、新型コロナウイルスの蔓延という世界的な災厄により、国内経済・世界経済ともに大きなダメージが想定され、先行き不透明な状況となっております。

食品業界におきましても、人件費や物流費の高騰などにより、引き続き厳しい経営環境にあります。

このような状況の中で、当社では6月に製品値上げを実施、10月の消費増税による消費マインドの冷え込みもあり、一時売上が伸び悩んでいたものの、主力製品である棒ラーメンや皿うどんの販売に注力した結果、売上高は8,565百万円（前期比3.8%増）となりました。

また、損益面につきましては、営業利益は568百万円（前期比25.8%増）、経常利益は602百万円（前期比26.6%増）、当期純利益は410百万円（前期比21.7%増）となりました。

＜当事業年度中の新発売製品＞

|          |       |                    |
|----------|-------|--------------------|
| 2019年 5月 | 棒ラーメン | トマトチーズ棒ラーメン        |
| 6月       | 皿うどん  | ラー麦皿うどん            |
|          | 皿うどん  | 晩餐館焼肉のたれ味・焼き皿うどん   |
|          | カップめん | 縦型塩レモンラーメン         |
| 8月       | 袋めん   | ☆ 袋・マルタイラーメン5食入パック |
| 9月       | 棒ラーメン | かぼちゃポタージュ味棒ラーメン    |
|          | 皿うどん  | かぼちゃに合う皿うどん        |
| 11月      | カップめん | 縦型富山ブラックラーメン       |
|          | カップめん | 縦型宮崎辛味噌ラーメン        |
|          | 棒ラーメン | ☆ 長崎皿うどん味棒ラーメン     |
|          | 皿うどん  | ☆ マルタイラーメン味皿うどん    |
| 2020年 2月 | 棒ラーメン | ラー麦担担まぜそば          |
|          | 棒ラーメン | ラー麦冷やし中華           |
|          | 皿うどん  | まぜドレサラダ麺うましおチキン味   |
|          | 皿うどん  | まぜドレサラダ麺痺辛風味       |
|          | カップめん | ※ 味よか隊とんこつラーメン博多   |
|          | カップめん | ※ 味よか隊とんこつラーメン熊本   |
|          | カップめん | ※ 味よか隊とんこつラーメン鹿児島  |
|          | 袋めん   | 袋・マルタイラーメン5食入パック   |

(※印はリニューアル発売製品、☆印は記念商品として販売)

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は124百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備  
佐賀工場製造設備の改善工事

### (3) 会社の対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の減速の影響を受け、企業業績の悪化や業績の見通しが不透明な中で推移することが予想されます。また、即席麺業界においては、外出自粛等による在宅機会の増加から一定の需要は見込まれるものの、景気後退懸念等により、消費者の節約志向は継続するものと考えられます。

食品業界におきましては、安定した生産を継続することの重要性が高まる一方、食の安全・安心への対策強化、物流や原材料及び資材等の各種コストの上昇、さらには消費者の低価格志向等により、厳しい経営環境が続くことが想定されます。

このような状況のもと、当社は以下の事項を対処すべき重要な課題として取り組んでまいります。

#### ① 製品の品質と安全性の確保

食品企業の最重要課題である「品質と安全・安心の確保」に向け、ISOとJASの公的な基準を踏まえ、製品の品質管理の徹底を図ります。

また、美味で高品質な製品を提供し続けるため新工場の建設検討を推進してまいります。

#### ② 経営効率化の推進

厳しい競争の中で利益を確保できる企業体質を目指し、一層のコスト削減を図ります。昨今高騰しております運搬費については、物流体制の再構築に向け検討をしております。また、営業活動においては主力製品である棒ラーメンと皿うどんの販売を基本に、戦略的営業活動を推進してまいります。

#### ③ 製品開発力の強化

消費者ニーズを調査・把握し、おいしさにこだわった新製品を開発し、販売してまいります。開発に際しては、味の追求にこだわるとともに、エリアのニーズに沿った製品を開発し、お客さまに満足していただくとともに、市場の拡大につながる新製品を投入してまいります。

#### ④ 人材の育成と組織力向上

企業価値を向上させる原動力は人材であるとの理念のもと、社員が期待される役割と果たすべき責任を理解し、効率的かつ効果的に業務を遂行できるように、より一層人材育成に努めてまいります。また、社内外の環境変化に対応するため、組織活性化や各種プロジェクト・ワーキングの取り組みにも注力してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分           | 2016年度<br>第 54 期 | 2017年度<br>第 55 期 | 2018年度<br>第 56 期 | 2019年度<br>(当事業年度)<br>第 57 期 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 7,973,857        | 8,178,483        | 8,251,154        | 8,565,427                   |
| 経常利益(千円)      | 412,248          | 458,431          | 475,645          | 602,096                     |
| 当期純利益(千円)     | 408,060          | 369,650          | 336,966          | 410,018                     |
| 1株当たり当期純利益(円) | 213.52           | 193.43           | 176.34           | 214.57                      |
| 総 資 産(千円)     | 9,107,949        | 9,588,846        | 9,702,319        | 10,132,648                  |
| 純 資 産(千円)     | 7,238,551        | 7,589,426        | 7,775,111        | 8,030,356                   |

(注) 1. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第54期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を第56期の期首から適用しており、第55期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は即席めん等の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

| 名 称       | 所 在 地 | 名 称         | 所 在 地 |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 福 岡 工 場   | 福 岡 県 | 大 阪 営 業 所   | 大 阪 府 |
| 佐 賀 工 場   | 佐 賀 県 | 名 古 屋 営 業 所 | 愛 知 県 |
| 福 岡 営 業 所 | 福 岡 県 | 東 京 営 業 所   | 東 京 都 |
| 広 島 営 業 所 | 広 島 県 |             |       |

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 数 |
|---------|---------------|
| 172名    | 5名            |

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,750,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,910,840株（自己株式11,160株を除く。）  
(3) 株主数 841名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名               | 持 株 数    | 持株比率   |
|---------------------|----------|--------|
| 西 部 瓦 斯 株 式 会 社     | 641,000株 | 33.55% |
| サ ン ヨ ー 食 品 株 式 会 社 | 385,000株 | 20.15% |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行     | 83,310株  | 4.36%  |
| 凸 版 印 刷 株 式 会 社     | 61,600株  | 3.22%  |
| 丸 東 産 業 株 式 会 社     | 51,700株  | 2.71%  |
| 株式会社シマ・クリエイティブハウス   | 43,800株  | 2.29%  |
| 大 陽 製 粉 株 式 会 社     | 41,800株  | 2.19%  |
| 株 式 会 社 福 岡 中 央 銀 行 | 38,400株  | 2.01%  |
| 藤 田 喜 代 子           | 34,300株  | 1.80%  |
| 日本トーカーパッケージ株式会社     | 34,200株  | 1.79%  |

（注）持株比率は自己株式（11,160株）を控除して計算しております。



### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

| 氏名    | 地位及び担当                                   | 重要な兼職の状況                                                                        |
|-------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 見藤 史朗 | 取締役社長(代表取締役)                             |                                                                                 |
| 吉留 郁  | 常務取締役(管理本部長兼製造本部長兼総務部長兼基幹システム開発プロジェクト部長) |                                                                                 |
| 安達 誠  | 常務取締役(営業本部長)                             |                                                                                 |
| 松岡 悦雄 | 取締役(経理部長)                                |                                                                                 |
| 二宮 浩  | 取締役                                      | サンヨー食品(株)取締役<br>経営企画部長                                                          |
| 鬼木 和夫 | 取締役                                      | (株)福岡銀行顧問                                                                       |
| 関 光雄  | 常勤監査役                                    |                                                                                 |
| 藤本 周二 | 監査役                                      | アネーラ税理士法人理事長<br>藤本公認会計士事務所所長<br>エスペランサコンサルティング(株)<br>代表取締役<br>九州M&Aサポート(株)代表取締役 |
| 藤本 亨  | 監査役                                      | 西部瓦斯(株)代表取締役<br>副社長執行役員                                                         |

- (注) 1. 取締役二宮浩氏及び鬼木和夫氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役藤本周二氏及び藤本亨氏は、社外監査役であります。

3. 監査役藤本周二、監査役藤本亨の両氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・ 監査役藤本周二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・ 監査役藤本亨氏は、西部瓦斯株式会社に長年勤務し、2015年4月から2017年3月まで、西部瓦斯株式会社の常務執行役員として、また、2017年4月から2020年3月まで西部瓦斯株式会社の代表取締役副社長執行役員としての要職に就いております。
4. 当社は社外取締役鬼木和夫氏及び社外監査役藤本周二氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任日         | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|-------------|------|---------------------|
| 中園 秀樹 | 2019年6月21日  | 任期満了 | 常務取締役 製造本部長         |
| 荒木 英二 | 2019年6月21日  | 任期満了 | 取締役                 |
| 後藤 松二 | 2019年12月18日 | 逝去   | 取締役 製造部長            |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 員 数  | 報 酬 等 の 総 額 |
|-----------|------|-------------|
| 取 締 役     | 9名   | 79,338千円    |
| (うち社外取締役) | (3名) | (5,057千円)   |
| 監 査 役     | 3名   | 16,397千円    |
| (うち社外監査役) | (2名) | (3,935千円)   |
| 合 計       | 12名  | 95,735千円    |
| (うち社外役員)  | (5名) | (8,993千円)   |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人兼務部分に対する給与等相当額17百万円は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額18百万円（取締役6名に対し18百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円））。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額7百万円（取締役7名に対し6百万円（うち社外取締役2名に対し0.1百万円）、監査役3名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し0.3百万円））。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第53期定時株主総会において年額1億2百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第53期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。

#### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年6月21日開催の第56期定時株主総会決議に基づき、退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役2名に対し15百万円（うち社外取締役1名に対し0.1百万）（金額には、上記①及び過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役2名10百万円（うち社外取締役1名0.1百万円）が含まれております。）

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 二宮浩

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

サンヨー食品株式会社取締役経営企画部長であります。サンヨー食品株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社に製品の製造委託をしております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会10回のうち9回に出席しており、必要に応じ経験豊かな会社経営者の観点から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と二宮浩氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

##### ② 取締役 鬼木和夫

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社福岡銀行顧問であります。株式会社福岡銀行と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

2019年6月21日就任以降に開催された、取締役会8回全てに出席しており、必要に応じ経験豊かな会社経営者の観点から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と鬼木和夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

##### ③ 監査役 藤本周二

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

アネーラ税理士法人理事長及び藤本公認会計士事務所所長並びにエスペランサコンサルティング株式会社代表取締役、九州M&Aサポート株式会社代表取締役であります。アネーラ税理士法人及び藤本公認会計士事務所並びにエスペランサコンサルティング株式会社、九州M&Aサポート株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会10回全て、監査役会7回全てに出席しており、必要に応じ公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と藤本周二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 監査役 藤本亨

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

西部瓦斯株式会社代表取締役副社長執行役員であります。西部瓦斯株式会社は、当社の大株主であります。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会10回のうち9回、監査役会7回全てに出席しており、必要に応じ経験豊かな会社経営者の観点から発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と藤本亨氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,000千円

(注) ①当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

②監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査実施状況、報酬見積り等を確認した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行いました。

- ・会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,000千円

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関し、当社の基本方針を次のとおり決定いたしました。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定める決定事項の審議・決定や報告事項の報告を通じて、取締役が法令及び定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督する。
  - イ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する。
  - ウ 公正性、透明性、迅速性のある経営体制の確立のため、取締役は法令、定款、規程等を遵守する企業風土の醸成と各種リスクの回避に努める。
  - エ 監査部は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。
  - オ 法令、定款、規程等に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に内部通報制度を設ける。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
  - ア 取締役の職務執行・意思決定に係る情報を会議議事録及び申請書等に保存する。
  - イ 監査役は、当該文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア 購買管理関係規程、販売管理関係規程、経理関係規程、その他の各種管理規程に基づき損失の危険の管理を徹底する。
  - イ 平常時及び緊急時のリスク管理体制を整備し、損害発生 of 未然防止並びに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア 定例の取締役会の他、社長を議長とする経営会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議・報告を行う。
  - イ 年次業務計画を定め、達成すべき目標を明確にし、進捗状況を取締役に報告する。
  - ウ 取締役の報酬の一部には、役員賞与として業績を反映させる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア 監査役会及び監査役の業務の補佐は、監査部が行う。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア 監査部役職者の人事を行う場合は、監査役の同意を得る。
  - イ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査部所属の使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ア 取締役及び使用人は、直接又は監査部を経由して、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。
    - (ア) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合は、その事実
    - (イ) 法令もしくは定款に違反する行為をするおそれのある場合は、その事実
    - (ウ) 会社の経営又は業績に大きく影響を及ぼす重要な事項
    - (エ) 内部通報制度に基づく通報の状況
    - (オ) 監査役会又は監査役が、監査上有用と認め報告を求めた事項
  - イ 報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査役監査の実効性確保のための体制
- ア 監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
  - イ 監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。



⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ア 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係をもたず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役会を10回、経営会議を16回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、事業リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について聴取しております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の運用状況を、監査部が実施する内部統制監査を通じて確認しております。

③ コンプライアンスの推進並びにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、事業リスク管理委員会を2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、全社員に向けてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

~~~~~  
(本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流動資産 | 5,903,650 | 流動負債 | 1,821,422 |
| 現金及び預金 | 872,022 | 支払手形 | 212,872 |
| 売掛金 | 2,212,611 | 買掛金 | 728,093 |
| 有価証券 | 2,400,000 | リース債務 | 7,194 |
| 製品 | 206,060 | 未払金 | 568,252 |
| 仕掛品 | 41,736 | 未払費用 | 35,657 |
| 原材料 | 59,640 | 未払法人税等 | 168,840 |
| 貯蔵品 | 681 | 未払消費税等 | 4,802 |
| 前払費用 | 2,921 | 預り金 | 19,839 |
| 未収入金 | 107,836 | 賞与引当金 | 57,698 |
| その他 | 140 | 役員賞与引当金 | 18,171 |
| 固定資産 | 4,228,997 | 固定負債 | 280,868 |
| 有形固定資産 | 3,395,542 | リース債務 | 32,079 |
| 建物 | 1,570,684 | 繰延税金負債 | 55,217 |
| 構築物 | 72,144 | 退職給付引当金 | 144,152 |
| 機械及び装置 | 424,640 | 役員退職慰労引当金 | 41,641 |
| 車両運搬具 | 0 | 資産除去債務 | 7,777 |
| 工具器具備品 | 9,060 | 負債合計 | 2,102,291 |
| 土地 | 1,255,079 | 純資産の部 | |
| リース資産 | 37,295 | 株主資本 | 7,857,916 |
| 建設仮勘定 | 26,638 | 資本金 | 1,989,630 |
| 無形固定資産 | 48,551 | 資本剰余金 | 1,989,711 |
| ソフトウェア | 6,094 | 資本準備金 | 1,989,711 |
| ソフトウェア仮勘定 | 36,620 | 利益剰余金 | 3,910,943 |
| その他 | 5,836 | 利益準備金 | 66,793 |
| 投資その他の資産 | 784,902 | その他利益剰余金 | 3,844,150 |
| 投資有価証券 | 677,667 | 固定資産圧縮積立金 | 155,787 |
| 出資金 | 80 | 別途積立金 | 2,225,000 |
| 従業員長期貸付金 | 601 | 繰越利益剰余金 | 1,463,362 |
| 長期前払費用 | 3,341 | 自己株式 | △32,369 |
| その他 | 103,212 | 評価・換算差額等 | 172,440 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 172,440 |
| 資産合計 | 10,132,648 | 純資産合計 | 8,030,356 |
| | | 負債純資産合計 | 10,132,648 |

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 8,565,427 |
| 売 上 原 価 | | 4,684,084 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,881,342 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,312,532 |
| 営 業 利 益 | | 568,810 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金 | 13,592 | |
| 雑 収 入 | 20,047 | 33,639 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 34 | |
| 雑 損 失 | 319 | 353 |
| 経 常 利 益 | | 602,096 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 219 | 219 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 601,876 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 211,695 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △19,837 | 191,858 |
| 当 期 純 利 益 | | 410,018 |

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------------|-------------------|-----------|---------------|---------------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | | | 自 己 株 式 | 株 主 本 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | 利 益 剰 余 金 合 計 | | |
| | | | | | 特 別 償 却 準 備 金 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,989,630 | 1,989,711 | 1,989,711 | 66,793 | 3,974 | 161,013 | 2,225,000 | 1,139,687 | 3,596,469 | △32,247 | 7,543,563 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △95,544 | △95,544 | | △95,544 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △3,974 | | | 3,974 | - | | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △5,225 | | 5,225 | - | | - |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 410,018 | 410,018 | | 410,018 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | △122 | △122 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | △3,974 | △5,225 | - | 323,675 | 314,474 | △122 | 314,352 |
| 当 期 末 残 高 | 1,989,630 | 1,989,711 | 1,989,711 | 66,793 | - | 155,787 | 2,225,000 | 1,463,362 | 3,910,943 | △32,369 | 7,857,916 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------------------|---------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 231,547 | 231,547 | 7,775,111 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △95,544 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | - |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | - |
| 当 期 純 利 益 | | | 410,018 |
| 自己株式の取得 | | | △122 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △59,107 | △59,107 | △59,107 |
| 当期変動額合計 | △59,107 | △59,107 | 255,245 |
| 当 期 末 残 高 | 172,440 | 172,440 | 8,030,356 |

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

| | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,178,028千円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 建物 | 94,414千円 |
| 土地 | 37,698千円 |
| 計 | 132,113千円 |
| 上記資産には銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、当該担保に係る債務はありません。 | |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 106,321千円 |
| 短期金銭債務 | 356,746千円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|-------------|
| 売上高 | 42,721千円 |
| 仕入高 | 1,804,035千円 |
| 原材料有償支給高 | 513,362千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 19,290千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 134千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

| | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,922,000 | — | — | 1,922,000 |
| 合 計 | 1,922,000 | — | — | 1,922,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 11,120 | 40 | — | 11,160 |
| 合 計 | 11,120 | 40 | — | 11,160 |

(注) 自己株式の増加株式数40株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2019年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 95,544千円 | 50円 | 2019年3月31日 | 2019年6月24日 |

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2020年6月19日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 95,542千円 | 50円 | 2020年3月31日 | 2020年6月22日 |

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 11,648千円 |
| 未払事業所税 | 1,284千円 |
| 賞与引当金 | 17,597千円 |
| 退職給付引当金 | 43,966千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 12,700千円 |
| 有価証券評価損 | 6,289千円 |
| 会員権評価損 | 610千円 |
| 資産除去債務 | 2,372千円 |
| その他 | 12,244千円 |
| 繰延税金資産小計 | 108,714千円 |
| 評価性引当額 | △24,238千円 |
| 繰延税金資産合計 | 84,476千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | △68,367千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △71,326千円 |
| 繰延税金負債合計 | △139,693千円 |
| 繰延税金負債(△)の純額 | △55,217千円 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、主に自己資金によっております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|------------|-------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 872,022 | 872,022 | — |
| (2) 売掛金 | 2,212,611 | 2,212,611 | — |
| (3) 有価証券 | 2,400,000 | 2,400,000 | — |
| (4) 投資有価証券 | 633,667 | 633,667 | — |
| (5) 支払手形 | (212,872) | (212,872) | — |
| (6) 買掛金 | (728,093) | (728,093) | — |
| (7) 未払金 | (568,252) | (568,252) | — |

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

譲渡性預金については、短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額44,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|---------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|-----------------------|
| その他の関係会社 | サンヨー食品株式会社 | 被所有 直接 20.17% | 役員の兼任等 袋めん及び カップめんの 製造委託 | 原材料の有償支給 製品の仕入 | 513,362 1,773,105 | 未収入金 買掛金 | 99,221 352,883 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 原材料の有償支給は、市場価格から算定した価格及び総原価をサンヨー食品株式会社と協議の上、決定しております。
3. 製品の仕入は、当社製品の市場価格から算定した価格及びサンヨー食品株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 4,202円53銭
2. 1株当たり当期純利益 214円57銭

【その他の注記】

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 マルタイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保英治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルタイの2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 会計監査人の再任の決定

監査役会は、審議の結果、第58期事業年度においてもEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

以 上

2020年5月12日

株式会社マルタイ 監査役会

常勤監査役 関 光 雄 ㊟

社外監査役 藤 本 周 二 ㊟

社外監査役 藤 本 亨 ㊟

以 上

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------|---|----------------|
| 1 | 見藤史朗 (1958年1月12日生) | 1981年4月 西部瓦斯(株)入社 2007年7月 同社総務広報部広報室長 2011年4月 同社エネルギー統轄本部長崎支社佐世保支店長 2013年4月 同社理事長崎支社佐世保支店長 2014年4月 同社理事東京事務所長 2015年4月 同社執行役員東京事務所長 2016年4月 当社顧問 2016年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る) | 1,000株 |
| 2 | 吉留郁 (1959年4月28日生) | 1984年4月 西部瓦斯(株)入社 2009年6月 西部ガス設備工業(株)出向 2011年4月 西部ガスエネルギー(株)出向 2014年7月 (公財)福岡労働衛生研究所出向 2015年4月 西部瓦斯(株)理事就任 (公財)福岡労働衛生研究所出向 2017年4月 当社顧問 2017年6月 当社常務取締役 管理本部長 2019年3月 当社常務取締役 管理本部長兼基幹システム開発プロジェクト部長 2019年4月 当社常務取締役 管理本部長兼総務部長兼基幹システム開発プロジェクト部長 2019年6月 当社常務取締役 管理本部長兼製造本部長兼総務部長兼基幹システム開発プロジェクト部長 (現在に至る) | 1,000株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況) | 所 有 す る 当社の株式数 |
|-----------|--|--|-------------------|
| 3 | あ だち まこと 安 達 誠 (1960年2月19日生) | 1992年2月 当社入社 1999年4月 当社大阪営業所長 2004年8月 当社福岡営業所長 2006年4月 当社九州統括兼福岡営業所長 2007年4月 当社取締役 営業推進部長兼九州 地区統括兼福岡営業所長 2013年6月 当社取締役 営業部長兼マーケ ティング部長 2015年6月 当社取締役 営業本部長兼営業部 長兼マーケティング部長兼販売促 進室長 2016年6月 当社常務取締役 営業本部長兼営 業部長 2019年3月 当社常務取締役 営業本部長 (現在に至る) | 1,000株 |
| 4 | まつ おか えつ お 松 岡 悦 雄 (1960年11月5日生) | 1979年4月 西部瓦斯(株)入社 1998年7月 西部ガスリビング(株)出向 2007年1月 西部瓦斯(株)リビング営業本部 2010年7月 当社出向 経理部部長 2010年10月 当社経理部長 2019年6月 当社取締役 経理部長 (現在に至る) | 500株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 5 | <p style="text-align: center;">の　　み　　ひろし 二　宮　浩 (1960年7月3日生)</p> | <p>1983年4月 ㈱東京銀行入行 2005年3月 ㈱東京三菱銀行 イスタンブール 駐在員事務所 所長 2006年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 イスタンブ ール駐在員事務所 所長 2008年4月 ㈱国際金融情報センター出向 2011年4月 ㈱三菱東京UFJ銀行 国際企画部 上席調査役 2012年5月 サンヨー食品㈱出向 経理部長 2014年6月 同社執行役員 経理部長 2015年6月 当社社外取締役(現在に至る) 2017年3月 サンヨー食品㈱執行役員 経営企 画部長 2018年6月 サンヨー食品㈱取締役 経営企画 部長 (現在に至る)</p> | 一株 |
| 6 | <p style="text-align: center;">お　　き　　かず　　お 鬼　木　和　夫 (1945年10月20日生)</p> | <p>1969年4月 ㈱福岡銀行入行 1991年9月 同行香港支店長 1994年1月 同行県庁内支店長 1996年7月 同行公務部長 1997年6月 同行取締役公務法人部長 1999年6月 同行常務取締役 2003年4月 同行専務取締役(代表取締役) 2005年5月 同行取締役副頭取(代表取締役) 2007年4月 ㈱ふくおかフィナンシャルグル ープ取締役 2007年10月 ㈱親和銀行取締役頭取(代表取締 役) 2012年4月 ㈱親和銀行顧問 ㈱ふくおかフィナンシャルグル ープ顧問 2018年4月 ㈱福岡銀行顧問(現在に至る) 2019年6月 当社社外取締役 (現在に至る)</p> | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 二宮浩氏及び鬼木和夫氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 二宮浩氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

サンヨー食品㈱の取締役経営企画部長に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 鬼木和夫氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

2005年5月から2007年3月まで㈱福岡銀行の取締役副頭取として、2007年10月から2012年4月まで㈱親和銀行の取締役頭取としての要職に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 二宮浩氏及び鬼木和夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって二宮浩氏が5年、鬼木和夫氏が1年となります。
5. 二宮浩氏は、サンヨー食品㈱の執行役員及び取締役として過去2年間報酬を受けていました。同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）に該当いたします。
6. 当社は、二宮浩氏及び鬼木和夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、二宮浩氏及び鬼木和夫氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、鬼木和夫氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---------------------------|---|----------------|
| 1 | 関 光 雄 (1957年10月16日生) | 1982年4月 西部瓦斯(株)入社 2010年7月 同社人事労政部門人事サービス室長 2013年7月 エスジーグリーンハウス(株)出向 2017年4月 当社顧問 2017年6月 当社常勤監査役 (現在に至る) | 400株 |
| 2 | 藤 本 周 二 (1959年12月13日生) | 1997年4月 公認会計士登録 1998年12月 藤本公認会計士事務所設立 所長就任(現在に至る) 1999年10月 税理士登録 2009年8月 エスペランサ税理士法人(現アネーラ税理士法人)設立 理事長就任(現在に至る) 2012年1月 エスペランサコンサルティング(株)設立 代表取締役就任(現在に至る) 2012年6月 当社社外監査役(現在に至る) 2015年3月 九州M&Aサポート(株)設立 代表取締役就任 (現在に至る) | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|----------------|
| 3 | ※ たか やま けん じ 高山 健 司 (1959年8月21日生) | 1982年4月 西部瓦斯㈱入社 2008年7月 同社エネルギー統轄本部北九州支社総務部長 2013年4月 同社北九州支社総務部長 2014年4月 同社理事北九州支社総務部長 2015年4月 同社理事人事労政部長 2016年4月 同社執行役員人事労政部長 2018年4月 同社常務執行役員人事労政部長 2020年4月 同社常務執行役員 総務広報部・法務コンプライアンス部・情報通信部・デジタル化推進部・事業開発部担当 (現在に至る) | 一株 |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 藤本周二氏及び高山健司氏は、社外監査役候補者であります。
4. (1) 藤本周二氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
公認会計士・税理士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に対し
独立的な立場から助言・提案をいただくため、社外監査役として選任をお願いする
ものであります。
- (2) 高山健司氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
現在西部瓦斯㈱常務執行役員の要職にあり、西部瓦斯㈱で培われた経営能力及び経
験並びに高い見識を監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願い
するものであります。
5. 藤本周二氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終
結の時をもって8年になります。
6. 当社は、藤本周二氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項
の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任
限度額は、法令が規定する額としており、藤本周二氏の再任が承認された場合は、同氏
との間で当該契約を継続する予定であります。また、高山健司氏の選任が承認された場
合は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、藤本周二氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 故取締役後藤松二氏に対し弔慰金贈呈及び退任監査役に対し退職慰
労金贈呈の件

2019年12月18日逝去により取締役を退任されました後藤松二氏に対し弔慰金を、また、本総会の終結の時をもって、監査役を退任されます藤本亨氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|----------------------|------------------------------|
| ご後藤 しょうじ 藤 松 二 | 2008年4月 当社取締役 2019年12月 逝去 |
| ふじもと 藤 本 とおる 亨 | 2017年6月 当社社外監査役 (現在に至る) |

以 上

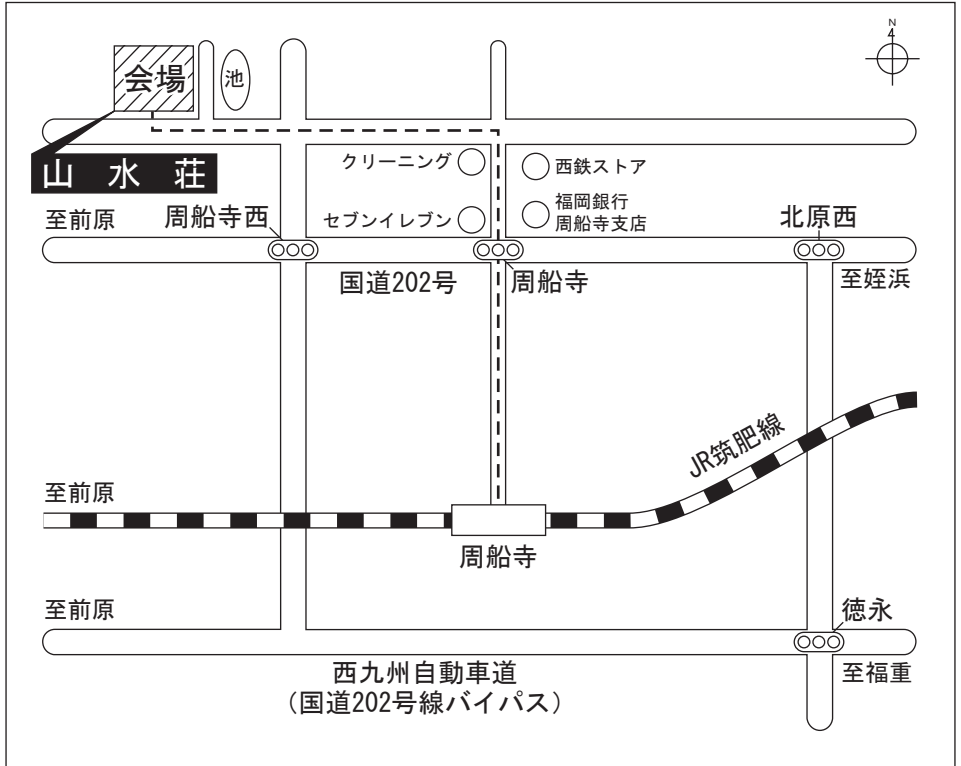
株主総会会場ご案内 略図

福岡市西区泉一丁目5番1号

山水荘1階 「鳳凰」の間

電話 (092) 806-1212

(交通のご案内：JR周船寺駅より徒歩で約10分)



◎ 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。